

平成 23 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・拡充・延長）

（ 金融庁 ）

制 度 名	公認会計士資格・試験制度の見直しに伴う所要の税制措置				
税 目	登録免許税				
要 望 の 内 容	<p>公認会計士資格・試験制度の見直しに伴い新たな資格（例えば「財務会計士」（仮称））を創設することとなった場合、この新たな資格も現行の公認会計士と同様に登録免許税の対象となる可能性があり、所要の措置を講ずること</p> <table border="1" data-bbox="874 871 1485 965"> <tr> <td data-bbox="874 871 1220 965">平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）</td> <td data-bbox="1220 871 1485 965">百万円 （ 百万円）</td> </tr> </table>			平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）	百万円 （ 百万円）
平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）	百万円 （ 百万円）				
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	<p>(1) 政策目的</p> <p>公認会計士試験に合格しても公認会計士となるための資格を取得できない者（待機合格者）等への対応、グローバル化等の環境変化に対応した監査・会計分野の人材育成等のため、公認会計士資格・試験制度の見直しを図る。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>公認会計士資格・試験制度の見直しより、待機合格者をできるだけ出さない対策、多様な非監査サービスや企業内実務を支える人材の育成、監査証明業務を支える公認会計士の質の一層の向上、資格取得後の質の確保を図る。</p> <p>見直しに伴い、監査証明業務ができる「公認会計士」に至る前の段階の資格として、非監査サービスや企業内実務を担う会計の専門資格（例えば、「財務会計士（仮称）」）を創設することとなった場合、この新たな資格も現行の公認会計士と同様に日本公認会計士協会に備えられる名簿に登録することを義務付け、登録免許税の対象となる可能性もあり、所要の措置を講ずる必要がある。</p>				

今回の要望に関する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	Ⅱ－２－（５） 公認会計士監査の充実・強化
		政策の達成目標	関連せず
		恒久措置とする	
		関連せず	
	政策目標の達成状況	関連せず	
	有効性	要望の措置の適用見込み	関連せず
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	関連せず
	相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	なし
		予算上の措置等の要求内容及び金額	なし
		なし	
要望の措置の妥当性		<p>現行の公認会計士の登録については、日本公認会計士協会に備え付けてある名簿に登録することとなっており、登録に当たって登録免許税が必要であることから、新たな資格についても登録免許税を課すことは妥当。</p>	

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項</p>	<p>租税特別措置の適用実績</p>	<p>新設要望のため、該当せず</p>
	<p>租税特別措置の適用による効果 (手段としての有効性)</p>	<p>新設要望のため、該当せず</p>
	<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>新設要望のため、該当せず</p>
	<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>新設要望のため、該当せず</p>
<p>これまでの要望経緯</p>		<p>新設要望のため、該当せず</p>